

2015年9月30日

## 目標値を設定して運用成果を自動確保できる円建ての変額終身保険



を10月1日より販売開始します。

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(社長:北川 鉄夫)は、66 金融機関において、目標設定特則付一般勘定移行型変額終身保険『**かがやき、つづく2**』を10月1日より販売開始します。

『**かがやき、つづく2**』は、2013年10月1日の販売開始以後、ご好評をいただいている円建ての変額終身保険『**かがやき、つづく**』の後継商品です。

『**かがやき、つづく**』の基本機能である、「①目標値を設定することによる運用成果の自動確保」、「②特別勘定運用期間中、運用実績にかかわらず基本保険金額の100%を最低保証する死亡保障」、「③特別勘定運用期間終了後の死亡保障の充実」はそのまましつつ、よりお客さまのニーズにお応えできるように、以下の点を変更しました。

### [ポイント1] 更なるインフレヘッジを目的とした運用期間の長期化

特別勘定での運用期間を15年から20年とすることで、より長期にわたるインフレからもお客さまの資産を守ることが可能となりました。

### [ポイント2] 運用資産の構成をシンプルにしたわかりやすさの追求

運用資産の構成を4資産(株式・債券・商品・通貨)から2資産(株式・債券)に絞り、お客さま目線でよりシンプルかつ分かりやすい運用を目指します。

※取扱金融機関、商品詳細は、次ページ以降をご覧ください。

取扱金融機関一覧

(五十音順)

発売日	取扱金融機関	
2015年10月1日	あおぞら銀行	秋田銀行
	足利銀行	阿波銀行
	池田泉州銀行	いちよし証券
	愛媛銀行	大垣共立銀行
	岡崎信用金庫	香川銀行
	鹿児島銀行	北日本銀行
	紀陽銀行	京都中央信用金庫
	呉信用金庫	高知銀行
	西京銀行	埼玉縣信用金庫
	佐賀共栄銀行	佐賀銀行
	山陰合同銀行	静岡銀行
	静岡中央銀行	島根銀行
	十六銀行	常陽銀行
	静清信用金庫	仙台銀行
	大光銀行	第三銀行
	大東銀行	但馬銀行
	但馬信用金庫	千葉銀行
	千葉興業銀行	中京銀行
	中国銀行	筑波銀行
	東京スター銀行	東京都民銀行
	東邦銀行	東北銀行
	徳島銀行	栃木銀行
	トマト銀行	富山銀行
	富山第一銀行	名古屋銀行
	南都銀行	東日本銀行
	広島銀行	広島信用金庫
	福井銀行	福井信用金庫
	福岡中央銀行	北都銀行
	北洋銀行	北國銀行
	みちのく銀行	宮崎銀行
	宮崎太陽銀行	武蔵野銀行
八千代銀行	山形銀行	
横浜銀行	琉球銀行	

※取扱金融機関により、上記の発売日は変更する場合があります。

## ■ 商品の特徴とイメージ図

### 特徴① 最低保証のある死亡保障が一生継続します。

- ・ 移行日前に被保険者が死亡時点で積立金額が基本保険金額を下回っていた場合でも、死亡保険金として基本保険金額の100%を最低保証します。
- ・ 移行日前日の積立金額が基本保険金額を下回っていた場合でも、移行額として基本保険金額の100%を最低保証します。そのため、移行日以後の死亡保険金額は基本保険金額を下回りません。

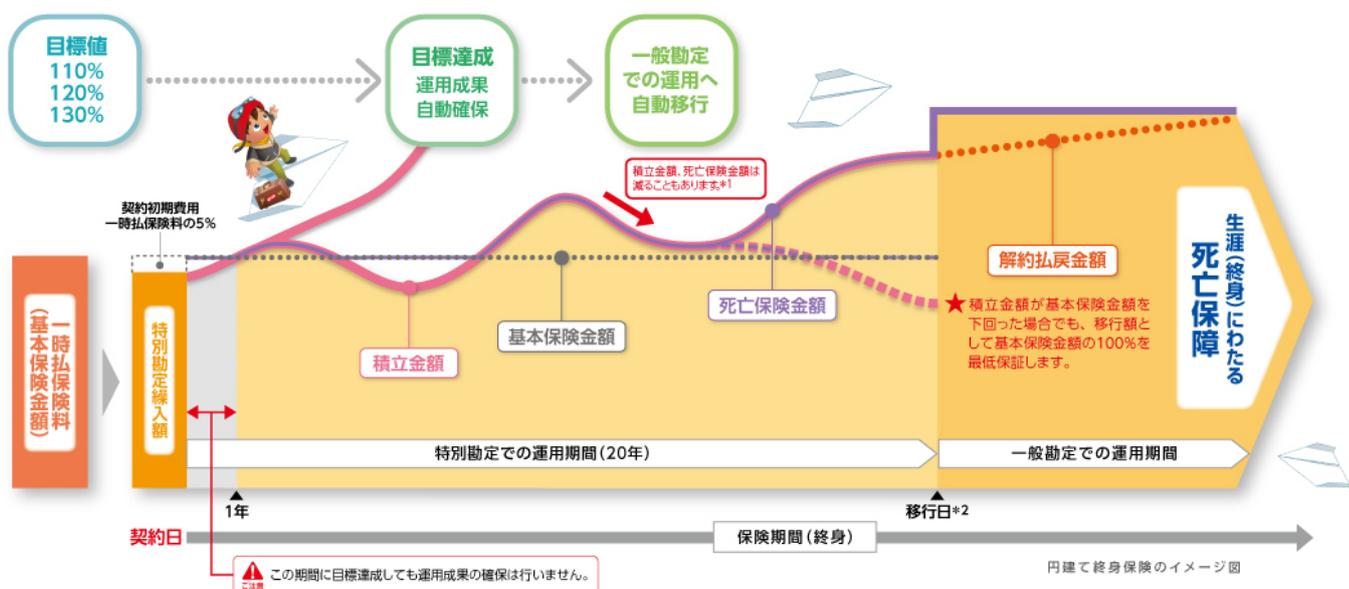
### 特徴② 目標値を設定し、目標達成すると運用成果を自動確保します。

- ・ ご契約時に目標値を設定していただくことで、契約日からその日を含めて1年経過以後の特別勘定での運用期間中は、毎日目標達成状況を判定し、積立金額が目標達成した場合、一般勘定に振替えることで運用成果を自動確保します。
- ・ 目標値(%)は110%、120%、130%から設定できます。
- ・ 目標値を設定しないことも可能です。

### 特徴③ 死亡保障が充実します。

- ・ 移行日以後は、死亡保険金額を一定額とした死亡保障に移行することで、死亡保障を充実させます。

#### 【イメージ図】



\*1 死亡保険金額は基本保険金額を下回りません。

\*2 この保険の移行日は、契約日から20年後の契約応当日となります。

※上図はイメージ図であり、将来の死亡保険金額、積立金額等を保証するものではありません。実際の死亡保険金額、積立金額等は運用実績により変動（増減）します。

※上図は、保険期間中に解約および一部解約がなかった場合のものです。

※詳細につきましては、「契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）兼 商品パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

## ■ 目標設定特則付一般勘定移行型変額終身保険 商品概要

商品名		かがやき、つづく2
一時払保険料(基本保険金額)	<p><b>200万円</b>以上<b>5億円</b>以下(1万円単位)</p> <p>※同一被保険者で三井住友海上プライマリー生命の変額商品のご契約がある場合には、合算して5億円を超えることはできません。</p>	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)	<b>15 歳</b> ～ <b>80 歳</b>	
契約日	三井住友海上プライマリー生命の申込書受付日(不備があった場合は、不備解消日)、または着金日のいずれか遅い日。(申込日とは異なることがあります。)	
契約者	被保険者の2親等以内の血族(父母・子・祖父母・孫・兄弟姉妹)または配偶者	
死亡保険金受取人	被保険者の3親等以内の親族	
特別勘定運用期間	<b>20 年</b>	
保険期間	終身	
保険料の払込方法	一時払のみ	
クーリング・オフの取扱い	<b>クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。</b>	
目標設定 特則	ご契約時に目標値を設定していただくことで、契約日からその日を含めて1年経過以後に積立金額が目標達成した場合、特別勘定での運用を終了し、一般勘定に振替えて移行日まで運用します。	
	目標値の設定	110%、120%、130%から設定いただけます。目標値を設定しないこともできます。 <b>契約後は目標値の設定・変更・解除ができません。</b>
	目標達成の判定	契約日からその日を含めて1年経過以後、特別勘定での運用期間中毎日目標達成の判定を行います。
死亡保険 金	保険期間中に被保険者が死亡された場合、次の額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。	
	移行日前	被保険者が死亡された日における積立金額と基本保険金額のいずれか大きい額をお受け取りいただけます。振替日以後は、被保険者が死亡された日における積立金額をお受け取りいただけます。
	移行日以後	移行日前日における積立金額と基本保険金額のいずれか大きい額(目標達成した場合は、移行日における積立金額)に基づき、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)により計算した額をお受け取りいただけます。
災害死亡保険金	振替日以後、移行日前までに被保険者が次のいずれかの理由で死亡された場合、災害死亡保険金として、その時点の積立金額の10%を死亡保険金に加えて、死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。 ①被保険者が振替日以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、その日から180日以内に死亡されたとき ②被保険者が振替日以後に発病した所定の特定感染症を直接の原因として死亡されたとき	
付加 できる 主な特約	遺族年金支払特約	保険金の全部または一部を、一括でのお受け取りにかえて年金形式で受取ることができます。
	年金移行特約	契約日から3年経過以後、移行日前において、年金支払に移行することができます。
	指定代理請求特約	あらかじめ指定された指定代理請求人が、年金受取人にかわって年金を請求することができます。年金移行特約により年金支払に移行した場合に付加することができます。

## 【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

### ■市場リスクについて

特別勘定での運用期間は、その運用実績に基づいて将来の死亡保険金額、解約払戻金額等が変動(増減)します。特別勘定の資産は、主に国内外の株式・債券等に投資する投資信託を通じて運用されるため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、解約払戻金等のお受取りになる合計額が払込まれた保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

### ■預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、この保険は、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

### ■お客さまにご負担いただく費用について (この保険に係る費用の合計は、以下の費用の合計となります。)

#### ●ご契約時にご負担いただく費用

契約初期費用として、一時払保険料の5%を特別勘定への繰入前に一時払保険料から控除します。

#### ●特別勘定での運用期間中にご負担いただく費用

- ・ 保険関係費 \* 1 として、積立金額に対して契約年齢が15~50歳の場合「年率2.37%/365」、契約年齢が51~60歳の場合「年率2.41%/365」、契約年齢が61~70歳の場合「年率2.50%/365」、契約年齢が71~80歳の場合「年率2.79%/365」を乗じた金額を毎日控除します。
- ・ 資産運用関係費 \* 2 として、特別勘定の資産残高に対して年率0.18%程度(消費税抜)/365を乗じた金額を毎日控除します。

< \* 1 > 保険関係費は、契約年齢(契約日における被保険者の満年齢)によって異なります。そのため、申込日における被保険者の満年齢と契約年齢が異なる場合、お申込みの際にご確認いただいた保険関係費と、実際にご負担いただく保険関係費が異なる場合があります。

< \* 2 > 資産運用関係費は信託報酬を記載しています。この他、信託財産留保額、有価証券の売買手数料、運用関連の税金、監査費用等がかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、特別勘定のユニットプライスに反映されることとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。資産運用関係費は、運用手法の変更、運用資産額の変動等の理由により、将来変更される可能性があります。

#### ●一般勘定での運用期間中にご負担いただく費用

移行日以後の死亡保険金額は、死亡保険金を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、移行日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいたものとなるため、ご加入時には定まっていません。

#### ●遺族年金支払特約および年金移行特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。

※上記費用は上限です。なお、年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。

※目標設定特則付一般勘定移行型変額終身保険「かがやき、つづく2」の主な特徴を記載したものです。詳しくは「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」、「ご契約のしおり・約款」、「特別勘定のしおり」をご覧ください。

※上記商品に関する詳細な情報については、当社ホームページ(<http://www.ms-primary.com>)をご覧ください。